

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県(以下「県」という。)は、大規模地震による木造住宅の被害を減ずるため、県内に存する木造住宅の所有者等が当該木造住宅の耐震改修設計(工事監理を含む。)及び耐震改修工事又は建替え工事(以下これらを「耐震化工事」という。)を実施し、その住宅の所在する市町村が、当該耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合において、当該補助に要する経費を当該市町村に対して、予算の範囲内において、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年発行)(以下「協会発行書」という。)に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(1995年発行)に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求め、安全性を診断することをいう。
- (3) 耐震診断士 県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士養成講習会終了登録者リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。
- (4) 耐震一般診断事業 県内市町村が、住宅の所有者の求めに応じみやぎ木造住宅耐震診断助成事業補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)第3に定める補助対象住宅について耐震一般診断及び改修計画作成を行うため、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断助成事業をいう。
- (5) その他改修工事 住宅の機能や性能を維持・向上させるため住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が100,000円以上のものをいう。

(補助対象住宅)

第3 補助金の交付対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、県内に存し、次に掲げる要件の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第6号までのいずれかに該当する住宅で、過去に国又は地方公共団体等の補助事業に基づく耐震化工事の助成を受けていないもの。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法(太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。)又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅
- (3) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の上部構造評点(以下「上部構造評点」という。)が1.0未満の住宅にあっては、改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上

又はこれと同等(協会発行書に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法(昭和25年法律第201号)により、大地震動での倒壊に対する安全性が確認されたもの。以下同じ。)以上とする住宅又は建替え工事を実施する住宅

- (4) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の重大な地盤・基礎の注意事項(以下「重大な地盤・基礎の注意事項」という。)がある住宅にあつては、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置に建替え工事を実施する住宅
- (5) 上部構造評点が1.0未満で重大な地盤・基礎の注意事項がある住宅にあつては、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上とし、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は建替え工事を実施する住宅
- (6) 住宅所在地の市町村が実施した木造住宅耐震改修計画等助成事業(市町村が住宅の所有者の求めに応じて耐震精密診断及び改修計画作成を行うため、耐震診断士を派遣した木造住宅耐震診断助成事業をいう。)による耐震精密診断の総合評点(以下「総合評点」という。)が1.0未満で、改修工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅又は建替え工事を実施する住宅

(補助対象工事)

第4 補助金の交付対象となる工事は、原則として県内に本店又は支店を有する建設業者等が施工するものとする。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付対象となる経費は、耐震化工事に係る費用とする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、次の(1)及び(2)の額を合算した額とする。

- (1) 耐震化工事を行う場合は、耐震改修工事に係る費用(建替え工事にあつては、耐震改修工事に要する費用相当分に限る。以下同じ。)に12分の1を乗じて得た額又は7万5千円のいずれか低い額とする。ただし、「社会資本整備総合交付金交付要綱」(国土交通省、平成22年4月1日施行)に基づく、住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業を実施する市町村に所在する住宅(以下、「総合的支援メニュー適用住宅」という。)に限り、耐震改修工事に係る費用に25分の3を乗じて得た額又は市町村負担額と同額又は15万円のいずれか低い額とする。
 - (2) その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合は、耐震改修工事に係る費用に9分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額とする。ただし、総合的支援メニュー適用住宅の場合は、耐震改修工事に係る費用に25分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額とする。
- 2 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部とする。

第8 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付予定件数及び交付額総括表（別記様式第2号）
- (2) 予算議決書（見込み可）の写し
- (3) 市町村の木造住宅耐震改修工事助成事業実施要領等の写し

（交付の条件）

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次項に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 申込書の受付（予定）期間の変更
- (2) 事業（予定）期間の始期の変更及び終期の短縮に係る変更
- (3) 補助金の額の変更を伴わない補助金交付予定件数及び交付額総括表の①と③の間の変更

（実績報告）

第10 規則第12条第1項前段の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（年度終了実績報告）

第11 規則第12条第1項後段の規定による補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

第12 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書（会計年度終了を含み、事業の廃止を除く。）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施結果一覧表
- (2) 申請者への補助金交付決定通知書の写し
- (3) 申請者への補助金の確定通知書の写し
- (4) 支出負担行為兼支出命令書等の写し

（補助金の交付方法）

第13 補助金は、規則第13条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとし、

その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(指導監督等)

第14 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ市町村に対し指示をし、及び補助事業の内容について調査することがある。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
補助金交付申請書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年度において、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 募集(予定)件数 件

(3) 申込書の受付(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 事業(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 1件当たりの費用(自己負担額を除く。) 円

2 補助金の歳出基礎

(添付書類)

予算議決書の写し(見込み可)、補助金交付予定件数及び交付額総括表(別記様式第2号)、市町村の補助金交付要綱

補助金交付予定件数及び交付額総括表

市町村名：

(単位：千円)

住宅の区分 (※)		補助申請件数 (a)	申請額 (b)	申請額計 (a) × (b)
① 避難弱者の住宅に該当する住宅	その他改修 工事なし			
	その他改修 工事あり			
② 特定地域の住宅に該当する住宅	その他改修 工事なし			
	その他改修 工事あり			
③ ①又は②に該当しない住宅	その他改修 工事なし			
	その他改修 工事あり			
合計	その他改修 工事なし			
	その他改修 工事あり			

※ 住宅の区分

- ① 避難弱者の住宅…みやぎ避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成18年10月5日施行)第2(5)に定義する住宅(別紙1)に上記抜粋有 参照されたい
- ② 特定地域の住宅…みやぎ特定地域木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)第2(5)に定義する住宅(別紙1)に上記抜粋有 参照されたい

避難弱者の住宅

みやぎ避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱
(平成18年10月5日施行) 第2(5) 抜粋

(5) 避難弱者の住宅 次のいずれかに該当する住宅とする。

イ 高齢者(65歳以上)のみが居住する住宅(申請年度内において事業完了までに65歳に達する者が居住する住宅の場合及び65歳以上の者と15歳未満の者又は18歳未満で修学している者のみが生住する場合は、高齢者のみが生住する住宅とみなす。)

ロ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の肢体不自由又は視覚障害による1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者が居住する住宅

ハ 知事がイ又はロに規定する者と同等と認める者が居住する住宅

特定地域の住宅

みやぎ特定地域木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱
(平成22年4月1日施行) 第2(5) 抜粋

(5) 特定地域の住宅 次のいずれかに該当する住宅とする。

イ 地震防災マップ作成技術資料(平成17年3月内閣府)等に基づき市町村が作成した地域の危険度マップ(宮城県沖地震(単独型)又は同(連動型)を想定地震としたものに限る。)において、次のいずれかに該当する地域を含み、市町村が定めた地域にあること。

(イ) 木造建物全壊率の危険度ランクが2以上7以内の地域

(ロ) 木造建物全半壊率の危険度ランクが5以上7以内の地域

ロ 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる幅員4メートル以上の道路沿いに存し、外壁から当該道路の境界線までの距離が、平屋建ての場合2メートル以内、2階建て又は3階建ての場合4メートル以内に建てられていること。

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の額

実績補助金額（イ）既受領額（ロ）未受領額（イーロ）

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

（添付書類）

事業の実施結果表、申請者への補助金交付決定通知書の写し、申請者への補助金の確定通知書の写し、支出負担行為兼支出命令書等の写し

みやぎ木造住宅耐震診断助成事業
年度終了実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ木造住宅耐震改修工事
促進助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
の 年度における実績について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類
を添えて下記のとおり報告します。

記

1	交付決定内容	補助対象経費	円
		交付決定額	円
2	年度実績	補助対象経費	円
		交付決定額	円
3	翌年度繰越分	補助対象経費	円
		交付決定額	円
4	補助金不用額		円
5	補助事業の実施期間		
		自	年 月 日
		至	年 月 日

(添付書類)

事業の実施結果表、申請者への補助金交付決定通知書の写し、申請者への補助金の確定
通知書の写し、支出負担行為兼支出命令書等の写し

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業
補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金の交付決定の通知のありましたみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

(単位：千円)

補助金交付決定額	前回までの受領額	今回請求額	残 額

概算払請求理由（事業の進ちょく状況等を記載し、確認できる書類を添付すること。）

振込先口座

- (1) 銀行名及び支店名
- (2) 口座種別及び口座番号
- (3) 口座名義人